

地域ささえあい活動助成金 申込みQ&A

【申込みについて】

Q1：事前相談は必要ですか？

A：事前相談は必須としています。相談場所は、高田馬場事務所（03-5273-2941（代表））、のほか東分室、各ボランティアコーナーでも可能ですので、まずはお電話でご相談ください。

Q2：できたばかりの団体ですが、申込みできますか？

A：発足時期に関係なく申込みできます。

Q3：今年発足したばかりで会則や決算書類がありません。

A：決算書類は不要ですが、会則は提出していただく必要があります。事前にご相談ください。

Q4：まだ社協会員に登録していません。いつまでに登録したらよいですか？

A：申請書の提出までに社協団体会員（3口 3,000円以上）として登録ください。遅れそうな場合は事前にご相談ください。

Q5：団体名義の口座がありません。

A：助成金の振込には原則団体口座が必要です。申請までに口座が準備できなかった場合はご相談ください。

Q6：ほかの助成金を申請していると本助成金は申請できませんか？

A：確認事項があるため、一度ご相談ください。

Q7：どの助成種別に該当するかわかりません。

A：申請する内容によって異なります。種別によって対象となる経費も変わりますので、事前の相談で詳しく伺います。

【書類について】

Q8：「活動概要」と「申請する事業の概要」の違いは何ですか？

A：「活動概要」は団体が今まで行ってきた全体の活動について、「申請する事業の概要」は申請事業についてわかりやすく説明してください。

Q9：目的と申請理由の内容が重複します。

A：目的は「何のために行う事業か」という視点で、申請理由は「助成金を活用することで申請の事業がどのように充実するのか」という視点でご記入ください。

Q10：成果や成果の活かし方は記載が必要ですか？

A：見込まれる成果の有無やどのように活かすかは審査基準の上で必須項目ですので、事業実

施後の成果を想定して事前に実施する事業の内容を検討してください。

Q11：「昨年度の事業と比べ、さらに地域福祉の推進をめざすもの」が特に前年度と変わらない場合はどうしたらよいですか？

A：前回の事業の経験を活かし、さらに地域に役立つ内容とするために、どのようにしたらよいと考えているかを記入してください。

Q12：申請事業の経費一覧の書き方が難しい。

A：申請書記入見本をご参照ください。ご不明な点は申請書作成をお手伝いしますので、担当までお気軽にお問合せください。

【申込み後について】

Q13：申請期間を過ぎたが、申請したい。

A：締め切り後の受付は行っていません。次期に改めて申請してください。

Q14：申請書提出後に内容を修正したいときはどうすればいいですか？

A：申請期間中であれば差し替えは可能です。申請期間を過ぎてからの変更は原則できません。提出前に記入漏れなどないようにご確認をお願いいたします。

Q15：対象期間より前に会場予約と支払いをする必要があります。この場合助成対象となりますか？

A：事前の支払いが求められる経費は一部対象となります。ただし、申請する事業に直接関わりのない費用は対象となりません。会場使用料のほか、保険料や旅費交通費などが該当します。詳しくはガイドラインをご参照ください。

【交付後について】

Q16：交付通知が届きました。交付予定日より前に物品を購入したい場合はどうすればいいですか？

A：助成対象期間内であれば交付前の支出は可能です。

Q17：助成金交付後に事業の内容を変える必要がある場合はどうしたらいいですか？

A：原則申請内容の変更は認めておりません。やむを得ない場合は事前に担当までご相談ください。

Q18：助成金交付後に申請していない経費を支出したい場合はどうすればいいですか？

A：原則申請された経費以外の支出は認められません。やむを得ない場合は支出する前に担当までご相談ください。

Q19：参加者が集まらないため、事業を中止します。この場合の手続きについて教えてください。

A：計画変更申請書の提出をお願いします。計画変更申請書受理後に使用されなかった助成金の返還について通知を送ります。

Q20：当日天候によりやむなく事業を中止しました。事業のために広報費などはすでに支出しています。この場合の手続きについて教えてください。

A：交付事業実績報告書の提出をお願いします。事業を中止した経緯や、事業のために支出した経費などをご報告ください。報告書受理後に助成金の返還がある場合は通知を送ります。

Q21：実施する予定だった事業が中止になり、助成金を使用せずに返還しました。社協会費は返金してもらえますか？

A：「社会福祉法人新宿区社会福祉協議会地域ささえあい活動助成金交付要綱」第2条 第4項の規定により、申請団体は社協会員であることが必要です。助成金交付の可否や返還の有無に限らず、会費の返金はできません。